

# 競技会に参加する選手、監督、競技役員の服装と用具に関する細則

## (目的)

- 第1条** 本細則は、国民体育大会スポーツクライミング競技全種目についての共通規定（以下「共通規定」という。）第27条による服装と用具に関して規定する。
- この基準は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主管する国民体育大会スポーツクライミング競技会（以下「国体競技会」という。）に適用する。

## (選手及び監督)

### 第2条 礼節

- 競技場においては常に品位を保ち、節度ある行動をとること。
  - アテンプト待機中（アイソレーション・ゾーン、コール・ゾーン）、アテンプト中、アテンプト終了直後の選手を除き、常に上衣、下衣は所属都道府県の正式なユニフォームを着用し、運動靴を使用すること（以下「正装」という。）。
  - 表彰式、記者会見、映像記録を伴うインタビューを受ける場合などでは必ず正装すること。
  - IDカードは、明確に識別できるようにして所持すること。
- 2 広告の規制  
アテンプト中に使用又は着用するすべての用具及び服装は、以下の広告規制に従う。

#### (1) 競技用ユニフォーム

競技用ユニフォーム上衣には、所属する都道府県を表す文字又はロゴを表示しなければならない。ただし、その他の企業名、団体名、個人の名称又はロゴ等の広告を表示することは、以下の例外を除いて一切認めない。

- 製品に最初から着いていて取り外せない製造者を表す名称、ロゴ・マーク（いわゆる「ワンポイント」）で、各文字の高さ4センチメートル以内、ロゴ全体の高さ5センチメートル以内、全体の面積30平方センチメートル以内の長方形であること（以下「ワンポイント・ロゴ」という。）。
  - 製造者を象徴的に表す図案で、袖の先端（上半身）及び袖の外側の縫い目沿い（上半身）、衣類の外側の縫い目沿い（上半身、下半身）に長さ10センチメートル以内の帯状に着いているもの（以下「帯状製品ロゴ」という。なお、「ワンポイント・ロゴ」と合わせ、以下「製品ロゴ」という。）。
  - これら例外的に認められる製品であっても、著しく目立つもの、衣類の品位を損なうものと審判長が認めたときは、使用を差し止めることができる。
- (2) その他ハーネス、チョーク・バッグ、正式な競技用ユニフォームでない脚部の着衣、ヘッド・ウェア（ヘルメット、帽子、バンダナなど頭部に被るもの）、シューズ及び靴下については、製品ロゴ以外の広告表示は一切認めない。
- 3 アテンプト時における服装  
選手は、アテンプト時においては、常に所属チームの正式な競技用ユニフォーム上下を着用すること。競技用ユニフォームはチーム内選手間で、色、形状、ロゴの位置等が同一のデザインでなければならない。ただし、同一都道府県の種別間ではデザインが異なっても差し支えない。

## (競技役員)の服装)

- 第3条** 競技役員は、競技会々場においては、選手、監督、一般観客と識別できる衣類を着用し、IDを明確に識別できるようにして携帯しなければならない。
- 競技役員の上半身の服装は、審判員、ビレイヤー、競技運営役員ごとに統一することが望まし

い。

- 3 競技役員の服装には大会名，大会協賛企業名，大会のロゴを入れることができる。その面積は制限しない。これ以外の広告は，製品ロゴを除いて一切認めない。

#### 付 則

- 1 本細則の改廃は，常務理事会で行う。
- 2 本細則は，平成21年5月17日から実施する。  
平成31年4月11日 一部改正